

【フェロシルト問題の経過】

- 2001年11月 可児市久々利に搬入始まる
- 02年5月 瑞浪市稲津町に名古屋市の男性が搬入
- 03年初め 土岐市泉町に愛知県春日井市の業者が搬入
- 03年9月 三重県がリサイクル製品に認定
- 05年1月 春日井市の業者が、愛知県瀬戸市から可児市大森に移す
- 5月 石原産業が製造休止表明
- 6月 石原産業が三重県にリサイクル認定の取り消し申し出。撤去表明

フェロシルト撤去

東濃・可児地域に野積みされた埋め戻し土「フェロシルト」は、放射性物質を含み、住民の不安が高まっていたが、三重県推奨のリサイクル品とされ、産業廃棄物とはみなされ



なかったことなどから、行政の対応は限られていた。県の調査で六価クロムが検出され、製造元の石原産業（本社大阪市）が、撤去することになったが、大きな壁を動かしたのは、粘り強い住民らの活動だった。
（小西数紀、小沢伸介）

粘りの住民活動突る

調査続け危険性訴え

調査 六価クロム検出決め手

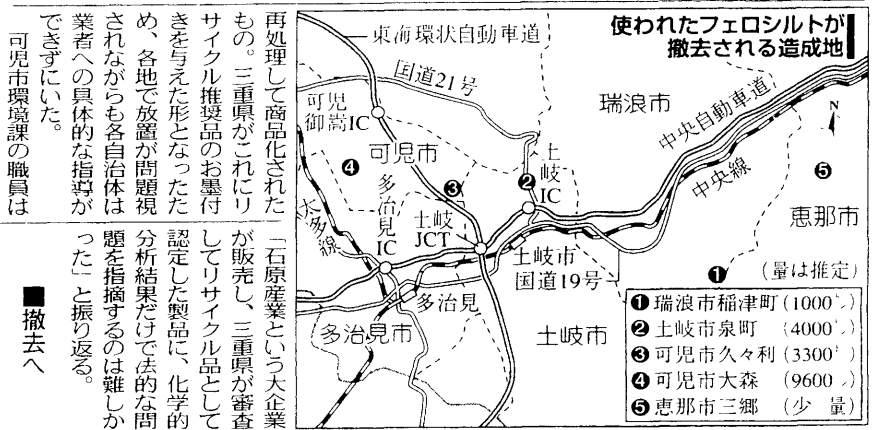
■住民運動

八郎瑞浪市議は「初めは森平林地区の自治会など何か分からなかったが、六月五日、石原産業の産廃だと思つた」と話す。業者の話から、放射性物質を含むフェロシルトと分かった一年前から、市民グループとともに放射線量や水質検査などの調査を繰り返して、市などに危険性を訴え続けた。約一万トンのフェロシルトが埋められた可児市大

トが埋められた可児市大森（あ）は一説明に来た石原産業の社員は、住民の怒りに圧倒されていた様子だった」と住民の活動が撤去に向けて大きな力になったと話す。

■行政のジレンマ

東濃・可児地域にフェロシルトが持ち込まれ始めたのは二〇〇一年十一月ごろ。可児市久々利を皮切りに、愛知県内の業者などが瑞浪市稲津町、土岐市泉町、可児市大森の私有地に持ち込み、野積みされるなどして問題が表面化した。フェロシルトは、もと



もとは酸化チタンを精製する際に出た硫酸廃液を再処理して商品化されたもの。三重県がこれにリサイクル推奨品のお墨付きを与えた形となったため、各地で放置が問題視されるながらも各自治体は業者への具体的な指導がでずじまいに。可児市環境課の職員は「石原産業という大企業が販売し、三重県が審査してリサイクル品として認定した製品に、化学的分析結果だけで法的な問題を指摘するのは難しい」と振り返る。

■撤去へ

県がフェロシルトに対する住民の不安の高まりを受けて動き出したのはことし二月。一法令に基づく行政指導ではなく、住民の不安を解消する目的（県水環境室）で、土地所有者の同意や協力を得ながら放射線量や土壌、水質の検査を実施した。県不適正処理対策室は、フェロシルトが廃棄物の見方でもできなくはないとして、三重県四日市市にある製造元の石原産業の工場を、産業廃棄物処理法に基づき立ち入り調査した。結局、産業廃棄物と下す判断はなく、法的な拘束力



フェロシルトが運び込まれた現場を調査する市民団体メンバー＝2月24日、土岐市泉町で

微量でも被ばく危険性

■最大の不安

住民が最も不安に感じていたのは、フェロシルトが微量の放射性物質を含むこと。今回の県の測定によると県内に放置されたフェロシルトの放射線量はいずれも基準値以下だが、放射線の問題に詳しい四日市大学（三重県四日市市）の河田昌東講師は「フェロシルトは微粒子になる。わずかな放射線量であっても、風に飛ばされ肺から吸い込んでしまえば、体内から被ばくすることになり健康被害の心配がある」と危険性を指摘する。今回撤去されるのは岐阜県分のみ。また愛知県瀬戸市などに放置

はなかつたものの、県はこうした機会をどう捉えているのか。業者側が不安を抱いていると業者側に撤去を要請し続けた。最終的に、フェロシルトが露出している部分の土壌から、可児市久々利で基準値の十五倍（1.5倍）、瑞浪市からは三倍（同0.76倍）、土岐市からは少量（同0.15倍）の六価クロムが検出され、石原産業は、県内に持ち込まれた約三万トンを自主撤去せざるをえなくなった。